

駐車監視員活動ガイドライン

【葛飾 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	国道6号	水戸街道	立石5-3先立石五丁目交差点	四ツ木1-7先四ツ木橋及び新四ツ木橋の間	9-22	
2	主要地方道315号	蔵前橋通り	東新小岩2-28先環状七号線総武陸橋下交差点	西新小岩2-1新小岩公園先平井大橋	9-22	
			奥戸6-29先			
3	主要地方道318号	環状七号線	高砂1-19先青砥橋	上一色3-10先蔵前橋通り総武陸橋下交差点	9-22	
4	主要地方道308号	平和橋通り	堀切4-59先	堀切4-58先堀切五丁目交差点	9-22	
			堀切3-9先	新小岩1-57先		
5	主要地方道60号	奥戸街道	立石1-1先平和橋通り奥戸街道入口交差点	奥戸9-2先奥戸新橋	9-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← 間 →		重点時間帯	備 考
1	都道	柴又街道	鎌倉3-28先柴又五丁目交差点	鎌倉1-34先	9-20	
2	都道	—	堀切4-10先	堀切3-12先	9-20	
3	都道	—	堀切4-11先	堀切4-58先	9-20	
4	都道	—	立石5-1先	鎌倉1-1先	9-20	
5	区道	—	立石6-8先	立石6-1先	9-20	
6	区道	—	立石3-10先	立石3-1先	9-20	
7	区道	—	立石4-9先	立石4-1先	9-20	
8	区道	—	青砥3-34先～立石7-16先～立石7-24先		9-20	
9	区道	—	細田3-38先	細田5-2先	9-20	
10	区道	—	鎌倉2-7先	鎌倉1-1先先	9-20	
11	区道	—	鎌倉3-10先	鎌倉1-39先	9-20	
12	区道	—	東立石4-55先	東立石4-1先	9-20	
13	区道	—	東立石3-6先	東立石3-31先	9-20	
14	区道	—	東立石2-4先	東立石2-21先	9-20	

重点地域

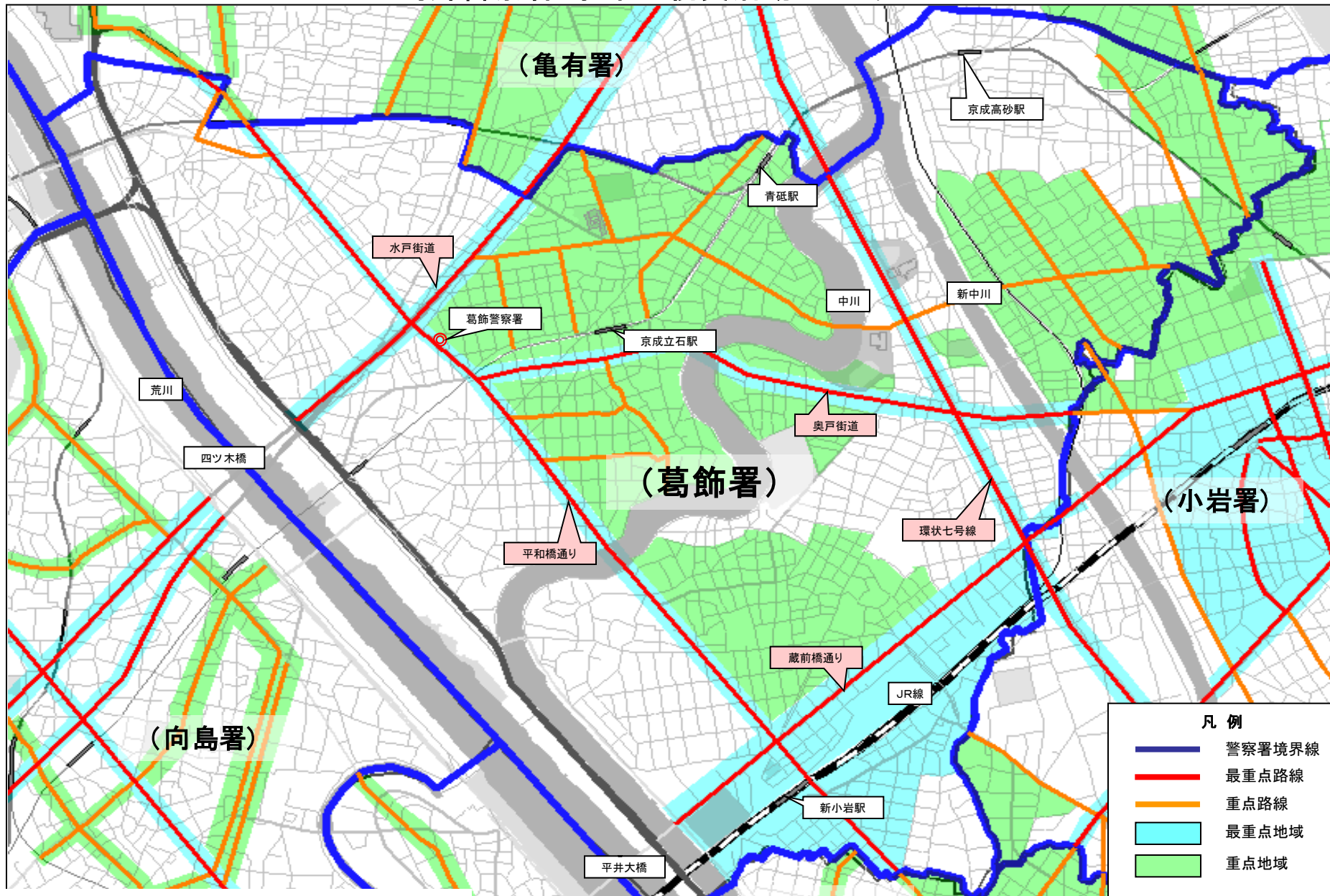
◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(水戸街道・蔵前橋通り・環七通り・平和橋通り・奥戸街道)周辺	9-22	
2	JR新小岩駅(西新小岩1丁目、東新小岩1・2丁目、新小岩1、2、4丁目を含む)周辺	9-20	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	京成立石・青砥駅及び葛飾区役所及びシンフォニーヒルズ周辺	9-18	
2	二上小学校・上平井中学校周辺	9-18	
3	渋江公園・川端小学校周辺	9-18	
4	細田小学校・奥戸中学校・鎌倉小学校周辺	9-18	
5	奥戸小学校・北沼公園周辺	9-18	
6	各重点路線周辺	9-18	

葛飾警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重要)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。